

災害関連の融資制度のご案内

道では、赤潮等による太平洋海域での漁業被害により影響（間接被害）を受けている中小企業者等の皆様の経営の安定を図るための融資制度をご用意しました。

1 制度の概要

制度名	中小企業総合振興資金 経済環境変化対応資金 経営環境変化対応貸付【災害復旧】
融資対象者	道が必要と認める地域内に事業所を有する中小企業者及び中小企業等協同組合等であって、赤潮等による太平洋海域での漁業被害により、経営に影響（間接被害）を受けているもの <適用地域> 日高振興局、十勝総合振興局、釧路総合振興局及び根室振興局管内の全市町村
資金用途	運転資金
融資金額	5,000万円以内
融資期間	10年以内（据置2年以内）
融資利率	固定金利 年1.0%（融資期間5年以内） 年1.2%（融資期間10年以内） 変動金利 年1.0%（融資期間が3年を超える借入の場合に限る。）
担保・償還方法	取扱金融機関の定めるところによります。
信用保証	すべて信用保証協会の保証付きとする。 【保証料率】 経営状況に応じ年0.40%～1.71%（9段階） ※通常の保証料率から10%割引された料率となります。
取扱期間	令和6年6月30日まで
取扱金融機関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、北海道信用農業協同組合連合会、信用金庫、信用組合

（裏面もご覧ください。）

2 お申込み方法

借入を希望される場合は、所定の「融資あっせん申込書」に必要な事項を記載し、次の書類を添えて、商工会議所・商工会に申し込みしてください。

※中小企業等協同組合及び同構成員企業は、北海道中小企業団体中央会への申込みも可。

※（公財）北海道中小企業総合支援センターの支援制度を利用する方は、同センターへの申込みも可。

【お申し込みに必要な添付書類】

- ① 決算書2期分
（2期分の決算又は申告が終了していない方は、提出可能な決算書等及び直近の試算表）
- ② 商業登記簿謄本（法人の場合）
- ③ 道が別に定める様式による調書
（経営環境変化対応貸付（災害復旧）の融資に係る調書）

※金融機関及び保証協会において融資（保証）審査上、別途書類が必要となる場合があります。

〈お問い合わせ先〉

商工会議所・商工会、北海道中小企業団体中央会、（公財）北海道中小企業総合支援センター又は次の道庁の窓口までお問い合わせください。

機 関 名	電話番号
道庁経済部中小企業課	011-204-5346
日高振興局商工労働観光課	0146-22-9281
十勝総合振興局商工労働観光課	0155-27-8537
釧路総合振興局商工労働観光課	0154-43-9181
根室振興局商工労働観光課	0153-24-5619